

令和2年 第1回
教育委員会定例会会議録

令和2年1月14日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2535号
令和2年第1回定例会

日 時 令和2年1月14日(火) 午前10時00分 開会
場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 港区立図書館条例の一部を改正する条例について(案)

日程第2 協議事項

- 1 港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について(案)
- 2 小学校入学前教育カリキュラムの改訂について

日程3 教育長報告事項

- 1 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について

「開会」

○教育長 ただいまから令和2年第1回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いします。

日程第1 審議事項

1 港区立図書館条例の一部を改正する条例について（案）

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第1号「港区立図書館条例の一部を改正する条例について（案）」を説明お願いいたします。

○図書文化財課長 それでは、本日の議案資料ナンバー1-3をご覧くださいと思います。

内容につきましては、新三田図書館が令和4年3月に移転するという事で、港区立三田図書館の位置変更を行わせていただきたいということと、それに伴いまして業務整理を行った後、港区立みなと図書館に指定管理者制度を導入するために条例を一部改正するという事になってございます。

改正の理由につきましては、昨年の7月9日にご審議いたしました港区立みなと図書館への指定管理者制度の導入の内容に伴いまして、今回は改正を行うというものでございます。

具体的には、「芝五丁目複合施設」を含みます街区の住居番号が付定されたことに伴いまして、三田図書館の位置を変更させていただきます。また、令和4年4月1日から、新たに指定管理者による管理運営を行う「港区立みなと図書館」に指定管理者制度を導入するために規定を改めるものでございます。ちなみに、昨年の11月25日に付定措置を受け取ってございます。

2番の主な改正の内容につきましては記載のとおりでございます。施行日につきましても記載のとおりです。

説明は以上となります。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第1号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第1号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について（案）

○教育長 日程第2、協議事項に入ります。「港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について（案）」の説明をお願いします。

○学校施設担当課長 それでは「港区立赤羽小学校等施設整備に係る整備スケジュール等の変更について（案）」ご説明させていただきます。資料は資料ナンバー1と別紙1、それから参考資料はナンバー1と2となっております。

まず、資料1の1ページをご覧ください。まず、下のこの1番「経過」でございます。区は、赤羽小学校、幼稚園の改築や芝地区における行政課題に対応するため、北側敷地と南側敷地を活用した赤羽小学校等施設整備の計画を平成29年3月の本委員会に諮り、審議、了承され進めることとなりました。南側敷地には小学校校舎及び介護施設を配置し、北側敷地には小学校校庭及び屋外プール、幼稚園舎及び園庭、放課GO→クラブを配置する計画としました。また、2敷地間をつなぐ動線としまして、道路上空通路を配置する計画としました。

区は、こうした計画に基づき、平成31年1月22日に南側敷地の校舎建設について紛争予防条例に基づく住民説明会を開催したところ、主に以下の①から④の意見が出されました。別紙1もあわせてご覧ください。

このため区は、以降理解を得るための住民説明会を重ねるとともに、計画を一部変更しまして提示してまいりましたが、十分な理解を得ることはできませんでした。特に介護施設につきましては、隣接マンションの駐車場出入口に面していることから、路上駐車の問題や駐車場からの視認性などの住民の不安を解消することができませんでした。

そこで区は、こうした意見や小学校の整備時期の関係も踏まえまして、介護施設を北側敷地へ配置することについて慎重に検討することとしました。また、こうした検討経過にあわせて、北側施設の路地部分における子どもたちと介護施設の送迎車両のよりよい動線や、災害時の避難動線の確保を目的に、隣接地の土地所有者である三井不動産レジデンシャル株式会社へ隣接地の一部の利用について協力を要請したところ、無償で使用できることについて了承が得られました。この隣接地の利用では、教育環境の向上とともに、路地部分における園児・児童、保護者の動線上の安全性をさらに高めることとなります。別紙2もあわせてご覧ください。

こうした経緯を踏まえまして慎重的に検討した結果、介護施設の北側敷地の配置変更とともに、各施設において機能拡充につながることを確認できたことから、令和元年12月18日の住民説明会において変更案を示し、介護施設の北側敷地への配置を含む全ての意見項目について理解を得ることができました。

続いて2番「介護施設の配置変更による各施設の機能拡充について」です。介護施設の北側配置においては、現計画の基本的な考え方や、諸施設、諸室の面積を踏まえまして、1層増えた場合の複合施設のプラン検討や、関係法令の確認を行った結果、配置変更可能とし、加えて以下の四角囲みにあるような、例えば小学校で言いますと介護施設を計画していた敷地の既存樹木を活かしてピオトープや菜園などが整備できること、そのほか介護施設は幼稚園、放課GO→クラブについても

諸施設の機能拡充の見込みが得られました。

続いて3番「介護施設の整備手法等の変更について」です。介護施設は南側敷地の一部を分けて民間事業者へ土地を貸し付け、単独施設として整備・運営することとしてきましたが、北側施設に配置する場合には複合建物として一体的な整備を図ることから、当該部分を民間事業者へ貸し付けて運営することとします。また、下表のとおり、整備については区が整備することとなり、貸付手法は土地の貸付から建物貸付へ、期間も変更となります。この整備手法では、民間事業者の整備費の負担が発生しないことから、より多くの事業者の参加が見込まれます。なお、床面積は450平米になるほか、この変更に伴う定員や所用施設の変更はございません。

続きまして、4番「施設整備費用の変更について」です。まず(1)必要な設計等の費用については、介護施設の配置変更に伴い、来年度、北側敷地に係る基本計画の見直しを行います。費用としまして約1,870万円を見込んでおります。

次に(2)「北側敷地の介護施設の整備に係る費用」です。北側施設の複合施設では、介護施設部分を450平米として想定しております。参考資料の1と2もあわせてご覧ください。変更後のスタディでは、1層分建て増しした3階にピンク色で示した介護施設を想定しました。この建物の平米単価を南側敷地の単価を参考に60万円としますと、介護施設の概算費用は約2億7,000万円となります。

また、現在の基本計画の建物の1層の床面積が約1,000平米あることから、介護部分を除いた最大約550平米までの増床が可能となります。その場合は、新たな負担が生じることとなりますが、この必要な用途の具体的な検討につきましては、来年度の基本計画の見直しの中で行いますが、その必要性についてしっかりと精査するとともに、整備費用全体の縮減に努めてまいります。

次に(3)「南側敷地での新たな教育環境の整備に係る費用について」です。南側敷地の介護施設を計画した敷地は、小学校の教育環境の整備に活用する費用として約1,450万円を見込んでおります。なお、こうした設計費用及び工事費用につきましては、来年度の基本計画の見直し案を決定する際に当たりまして、本委員会に諮り、了承を得てまいります。

続いて5番「整備スケジュールの変更点について」です。工事契約案件の上程時期につきましては、令和2年第1回定例会としまして、赤羽小学校の運用開始時期を令和5年1月から同年4月に変更いたします。なお、運用開始時期は新学期からとなることから、このおくれによる学校運営上の支障はございません。

なお、下表のスケジュールでは、北側敷地での工事の竣工時期及び運用開始時期がいずれも変更ないように進めたいということですが、こうした期間についても来年度の基本計画の見直しなどで具体的に検討してまいります。

最後に6番「今後のスケジュール」です。1月20日に庁議、2月に常任委員会への報告、また、第1回定例議会では工事契約案件の審議を予定しております。その後、5月に小学校の新設校舎の第1期工事に取りかかりまして、来年ぐらいに基本計画の見直しを行う予定です。令和3年以降のスケジュールについては、ご覧のとおりです。

簡単ではございますが、説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○**田谷委員** 先に南側敷地の校舎部分を建設して、そっちへ子どもたちを移して北側を工事する。そうすると、その間の、北側を工事している間の校庭はどうなるのですか。

○**学校施設担当課長** 今おっしゃったとおり、北側敷地の工事の期間につきましては、南側敷地の校舎の上部にございます「屋上校庭」という文字が見えると思います。ここで約3年間、ここを主な校庭として使うという予定になっています。

○**田谷委員** やむを得ないことだと思うのですが、校庭が狭くなってしまいます。そうすると、運動会等はどのようなふうになりますか。

○**学校施設担当課長** 運動会につきましては、この屋上校庭ですることは、これは無理ですので、近くの学校や、または運動場がもしあるならばそちらを利用してということで想定をしておりますが、ここは学校と特に確認をしまして決めていく内容であると思っています。

○**田谷委員** 子どもたちにとって運動というのは非常に大切な要素だと思いますので、その辺を十分確保されることと、それから特に運動会等は子どもたちの記憶に残る大切な行事だと思いますので、その場所の確保等はぜひともご尽力いただくようによろしくお願いいたします。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

ちょっと細かい話で、「費用」という言葉が出ていたけれども、あまり我々の中で「費用」という言葉は使わない。普通は、「経費」ですよ。

それから、この図面の参考資料1、2で北側中心に描かれているではないですか。こっちの別紙2では南側があるのだけれども、図面をつける場合は別紙で、参考資料に振るのであれば、全体図をこう示した方がいいのではないかなと思います。変更前から変更後へと。つまり、北側に特化してしまっているの、その後この文章の中では説明があるのだけれども、移した後どうなるのというのが絵として見えないではないですか。こっちの別紙2では、ただ移しましたというだけですよ。

○**学校施設担当課長** そうですね、はい。

○**教育長** その後どうなるかというが見えない。そこはちゃんと図面でも分かるようにしてください。

○**学校施設担当課長** 今、ご指摘いただいたところは修正いたします。南側の介護施設の場所をどうするかというところにつきましては、来年度の段階で絵姿が出てくると思います。その時点でまた本委員会に諮りましてご報告してまいりたいと思います。

○**教育長** それからその参考資料の1、参考資料の2を見比べると、北側の幼稚園の方は階層が変わるではないですか。階層は変わらないのか。プールの方も変わらない。変わらないよね。

○**学校施設担当課長** そうですね、プラン的には変わりません。

○**教育長** それから、放課GO→クラブの方も変わらないのだけれども、放課GO→クラブの3階部分、参考資料2で「学童遊戯室」とか「余裕教室」とあるのですが、一つ気になるのがこの「余

裕教室」という言葉です。それから「学童遊戯室」がここに、今回のプラン変更で出てきたけれども、もともとないですよ。ないのに急にこれが出てくるのだけれども。ちょっと待ってください、まだ質問が続いています。費用対効果の面でやはり経費はかかってくるではないですか。もともと必要であれば本来入れないといけないのが、この際だから入れるというふうになってしまうのですよね。ここをしっかりと説明しておかないと、おかしくなるのではないですかという質問です。

○学校施設担当課長 まず、ご質問の「余裕教室」というところは修正しまして、「多目的室」というような記載にしたいと思います。

それから、学童の方の遊戯室は、実は変更前の遊戯室がこう二つ並んでいるものの右側がそれでして、色が幼稚園と同じ黄色で描いてありますので、少し分かりづらかったのですが、ここに並んである左側のが幼稚園の遊戯室、それからパーテーション越しに学童の遊戯室ということで、これは並んでいるということで、もともとあったということでもあります。それが変更後につきましては、場所の移動も使い勝手の関係もあって、これを北側に寄せたのが新しい学童の遊戯室ということになります。

幼稚園の方は比較していただくと、これ少し、1.3倍ぐらいですかね、面積は多くなっているのと、それからその北側に廊下が配置されているということもあって、ここについては来年度のその必要な面積の中でまた検討していくということではありますが、今のところ1層増やせば1,000平米が増えるという中でどう組み立てるかということ、いわゆる法規チェック等々を確認してきたという計算でございます。

○教育長 その説明を受けるとさらに質問したくなってしまうのですけれども、多目的室は何のための多目的室なのですか。それからもう一つ、遊戯室にパーテーションで云々という話があったのではないですか。これってそもそも変更前の部分に戻ってしまうので、もうこれからはなくなってしまっただけけれども、そもそも動線をどういうふうに考えていたのですか。幼稚園の中に放課GO→が入ってくるということでしょう。そういうのをちょっと説明してほしいのですけれども。

○学校施設担当課長 先程のこの「余裕教室」「多目的室」というものも、1層上げて面積に余裕が出ましたので、ここは仮置きとして「余裕教室」または「多目的室」というものを配置しただけであります。ここについては来年度、必ず必要なのか、または必要じゃないのかによりましては、面積を絞っていくという作業が来年度出てきます。ここではあくまでもケーススタディとして仮に置いたということでございます。

それから「遊戯室」、確かに今言われればそのとおりで、学童の使う遊戯室をどう、どういう動線だったのかということ、ここを済みません。ちょっと確認したいと思います。

○教育長 というのはね、変更前というのはこれまでずっとこの図面でそうやって説明があって、住民説明会とかでやってきた訳でしょう。やってきたのですよね、住民説明会。

○学校施設担当課長 はい、やってきました。

○教育長 にもかかわらず、ちゃんとしたものが説明できないということになってしまう。これから、今、その答えを言ってくれるのだと思うのだけれども、どうですか。

○**学校施設担当課長** 先程のこの遊戯室が並んでいる説明でちょっと誤りがありました。向かって左側の遊戯室が、こちらの方が学童の遊戯室です。それで向かって右側が幼稚園の遊戯室です。学童の遊戯室は、その左側に外階段がありますとおり、学童として使う場合はその階段をおりてきて、この遊戯室を使うということになっております。ですので、幼稚園は幼稚園側の遊戯室を使い、学童の遊戯室は上下階で階段を用いましてこの遊戯室を使うという前提になっているということでございます。

○**教育長** それでいいの、それで説明し切れるのですか。だって、ずっと動線つながってしまうではないですか。切れていないよね。

○**学校施設担当課長** そうですね、幼稚園の方は中廊下がございますので、その突き当たりの遊戯室を使える。パーテーションで常には仕切られているということですので、そこは左側の階段を利用して、学童の利用をそこで完結しているということで、動線上は分けて考えられているということでございます。

○**教育長** それで言い切れますか。よく分からないのだけれども、「休憩室」とか「倉庫」とか「遊戯倉庫」は、どこから入ってどこから出るのが、これでは全然分からないのだけれども。両方から入るみたいになっている。もう一つ、パーテーションで切っただけですか。それでいいのですか。

別に、放課GO→の子どもたちがどうのこうのと言っている訳ではないですよ、また、園児、幼稚園児のことを言っている訳ではないのだけれども、そこはやはり施設が違うので、切れるところはきちっと切っておかないと、何かあった場合に責任を問われるではないですか。

○**学校施設担当課長** 済みません、まずPTAとか、または2階と1階は、どこでつないでいるかと申しますと、真ん中「の」の字の階段で主にはつながっているということです。ですので、1階の幼稚園舎とともに、2階にいて主な動線としてはその「の」の字形の階段を活用しまして2階と行き来するということが一つ、この計画の主な動線上の要になっている、そういう動線上の階段であるということでもあります。

それからパーテーションと言いましても、これ、何かの場合は一体で使えるということを狙っての計画だったと思いますけれども、このパーテーションも日頃は、しっかりしたものだと思いますので、そういう簡易なパーテーションではなくて、いわゆる会議室でもあるような可動式のパーテーションが取り付けられるのではないかなと思っていますが、そこはまた確認させていただければと思います。

○**教育長** ちゃんと図面で、そういう誤解がないようにしておいてね。ほかのところも色々あるのですけれども、「食洗器」とか「読書コーナー」とか、切っていたり切っていなかったりしているではないですか。こういう資料を出すときひとり歩きするから、ケーススタディとしても、そこは誤解がないような図面にしてください。これからもう少し基本計画、それから基本設計、実施設計に移ってどんどん密度が濃くなっていくのだと思うのだけれども、今のこの図面で、特に今回変わりますというところがポイントではないですか。そこでどう変わったのというのが皆さんの

関心事ですよ。さっきの「余裕教室」もそうだけれども、これはちょっと教育委員会としてどうのこうのではないのだけれども、例えば介護施設が北側に移ったことによって、この施設を今までよりも充実させるといって、例えば「余裕教室」「多目的室」が本当に必要だったら別だけれども、必要ないのであれば、そちらに、介護施設の方を拡大するというのも一つ考えられるではないですか。いや、そうではないですよ、どうしたってそういう意味では放課GO→の方が必要なのですよというのであれば、それはそれで必要だと思う。とりあえずあいているので置いておきますでは説明にならないので、考え方に基づいて図面をしっかりとつくり上げてほしいと思います。よろしくをお願いします。

○学校施設担当課長 はい、分かりました。

○山内委員 今のご指摘に関連するのですが、こういう介護施設を区の施設としてつくって、民間事業者に貸すというのは、ほかにも事例はあるのですか。

○学校施設担当課長 事例としてはございます。赤坂の方に、法整備をして中をお任せしているところがございます。

○山内委員 今回の小規模多機能介護施設ということですが、具体的にはどういう機能を含んでいますか。

○学校施設担当課長 こういう小規模多機能の介護施設の、まず機能ですが、いわゆる通所と言われるデイサービス、それに加えて宿泊ができるということで、宿泊機能を持ったデイサービスのようなことになろうかと思えます。宿泊機能は最大で30日ということになりますが、そういう利便性のある施設になると思えます。

○山内委員 せっかく区がつくって民間事業者に貸すということですから、やはりある意味で区としてつくる、用意する意味というものをどうアピールするというのは大切だと思います。では、これをつくること自体、何で近所の人たちから文句を言われたのだろうかというのはあるのですけれども。本来近所の人たちにとっても近くにあると、先々を考えれば心強いはずな訳です。しかし、それがきちんと伝わらないというのは、この役割とか意味というのをうまくアピールし損ねてきたのではないかという印象もあるのです。ですから、どういうふうに今言われたような、宿泊とは、ショートステイのことですよ、それから通所、デイサービスあるいは訪問サービスを近隣の人たちへの拠点として用意すること、そのメッセージを伝えるか。あるいは、それに向けてそれに合った民間事業者を今後きちんと選んでいくということが大事なので、何か形式的な、厚労省がつくった小規模多機能の枠組みそのままで見せるだけだとちょっと弱いのかなというふうに思いましたし、逆に区としてこの地区につくるという意味では、その目的に合って使いやすいようにこの中の設計をしっかりと考えていくということが必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校施設担当課長 介護の担当の方には今の話はお伝えしてまいりたいと思えますけれども、まさに南側敷地で土地を分けて建設しようとしていたものを、いわゆる法整備で区が設けるといふところの意味とか意義とか、それから何がよりよくなったのかというところは、今おっしゃられたと

おりこう見せていかないと、そういう意味の理解、広い意味の理解は得られないと思っていますので、それに向けて、来年度も含めて少し検討をしてみたいと思います。

○教育長 それはこれからの話ですよ。今まではどんな説明をしてどうしていたのというところが、まずクエスチョンですから。それに対してどんな違う意見が出てきたのかというところをちょっと披露してもらった方がいいのではないですか。そこが足りなかったのではないですかというのが山内先生の設問だと思います。

○学校施設担当課長 介護側から説明する内容であると思いますけれども、まさに敷地を切り分けて、民設民営でした。その設計も含めてどういう運用であるかは、これから事業者を募って決定していくというのが、これからのプロセスとして待っていた。その前段の段階でこういう指摘が出てきたということです。そこでは、介護施設とはこういうものかということは丁寧に説明してきたつもりではありますが、少しそういう意味でのどういう運用であるか、どういうプランであるか、そこまではちょっと踏み込めなかったというのが実情でして、そこがそういう意味の近隣の住民からの指摘につながったという部分については、そういう部分もあったかと思っています。

○教育長 よろしいですか。

○山内委員 やはりこれからの地域のニーズというのをしっかり踏まえた上で、区として箱を用意するというのにはこういう意味があるのだというところをうまく伝えていくというのは大事だと思うのです。それに合う形でいい民間事業者をきちっと入れていくということがあって初めて区の施設の中に入れる意味があるということですから、ぜひそこは大事になさったらいいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 エレベーターはついているのですか。エレベーターはついていますよね。これが、この「PTA室」のこの絵のものがエレベーターですか。二基ついている。

○学校施設担当課長 まず、介護施設はこれ、ピンクで示したところです。玄関入りますと、そこにはエレベーターがありまして、そこから3階に向かうというエレベーターを今回のそのケーススタディで加えたところになります。その背合わせに設けられていますエレベーターにつきましては、これはもう当初から設計の中で設けられていたものでして、主に学童のためとか、または学校としても利用するような、そういう形で要所要所にエレベーターは設置してあるということでございます。

○田谷委員 この「変更後」の参考資料の2で、介護施設がこの北側の奥になると。そうすると、通りからしばらくの間、そこを車が通る訳ですよ。ここは子どもたちも通るところで、別紙の2の雰囲気だと、その辺の車道と歩道に分かれ目というのが、あまりはっきりしていないようなのですけれども、児童の安全のために、その辺の仕切りみたいなものはどうなのでしょう。

○学校施設担当課長 この路地部分の幅が10メートルでして、そのうち上空通路で言いますと4メートル。残りの6メートルをどう使うかということになります。この園児ですとか、または児童との車との交錯につきましては、これは検討の当初から指摘があった部分でもありますので、そこについては来年度さらに検討を深めまして、いわゆる安全対策をどう講じるかということを紹介し

ていきたいなと思っております。今のところ別紙2の、こちらのパースの方で、柱状のものがあると思いますが、これボラ土をイメージしています。特にこう、この中でチェーンを二重に設けまして、そこの車道とそれから歩行のその動線をここで切り分けたいと思っております。ただ、学校側からも、特に園児になりますとちっちゃい子どもがいたり、またはさらに小さなお子さんを連れてきたりしますので、そこの安全上の配慮は十分行ってくれということを言われています。例えばということと言うと、イベントとかでよく使われるこういうプラの柵状のものとか、簡易に置けるようなものは想定しています。ただちょっとこの路地部分も制約がありまして、6メートル、いわゆる上空通路を除いた6メートルは、今度はいわゆる緊急車両の動線ともなるので、ここに固定物を置くことはできないという一方の制約がありますので、その関連をどうバランスよく検討していくかということも、来年のそういう意味の宿題になっております。今のところ考え方は、学校の方でもとりあえずいいですよということにはなっていますけれども、そこはさらに検討してまいりたいと思います。

○教育長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 その件について、十分に児童・園児の安全の問題を。僕、最初この道路、上空通路をもっとぐっと延ばせばいいかなと思ったのだけれども、園児がいるのですよね。分かりました。十分配慮してください。

○学校施設担当課長 はい、分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

これ幼稚園の場合は、基本的に園庭1、2がありますけれども、「園庭2」なのかな、実際使うのは。

○学校施設担当課長 「園庭2」が、「窪地」の冒険の森というところが大きな広場になっております。そちらがメインの園庭になると「園庭2」というのになります。別紙2の方で「園庭1」と書いてあるところが、「変更後」のところではもはや園庭ではなくなっておりますので、ここについては「園庭2」の方が主たる園庭として利用することになるということになると思います。

○教育長 これ色々、その南側園舎が、別紙2の中で、新園舎等から園庭2まで行くのに、これ階段ではないのですよね。この途中にあるではないですか。色々描いてある。階段ですか。

○学校施設担当課長 階段です。

○教育長 階段。普通に子どもたちが支障なく行けるのですよね、園庭2まで。

○学校施設担当課長 はい、行けます。今もそうですし、建物内で、ここでは地下1階となっておりますが、そちらまで行ってピロティで遊ぶか、またはその先の園庭2で遊ぶか、そういうことで一体的な園庭は地下1階のレベルになっています。

○教育長 あわせて聞きたいのだけれども、いよいよもうこういう段階になってきているのですけれどもね。この下の方の南側敷地の「遊び場」「遊具」とあるのだけれども、これは何なのですか。これ、小学校のための遊び場ですか。

○学校施設担当課長 別紙2の「遊具」というところですか。

○教育長　そうです。

○学校施設担当課長　これは小学校のためのものです。ちょっと確認しますが。

○教育長　さっき言ったように、やはり図面をつけるとそこでずっと見てしまうので、言葉をつけて「遊び場」とは何だろう、小学校で「遊び場」なんていう言葉を使うのかなって思います。もし子どもたち、小学校の児童が使うとすると「遊び場」とは、あまり使わないのではないですか。

○学校施設担当課長　暫定的な幼稚園が入るのは、この「遊び場」の前の部分なのです。この南側校舎の1階に、いわゆる仮園舎として入るのが、ちょうどこの「円形広場」だったり「遊び場」と言われるところに面したところが幼稚園のところであります。ちょっと「遊び場」という言葉がもしかしたらというところですが。

○教育長　いずれにしても細かいところなのだけれども、さっき言ったように誤解がないようにしてください。「路地状部分(元気ストリート)」という意味が分かったような、分からないような、ついていたりついていなかったりするのではないですか。こういうのは、ちゃんと書いておかないと。

○学校施設担当課長　はい。

○教育長　別紙2では、おそらくここがこれ移るよというのと、三井不動産レジデンシャル敷地と、それから港区敷地をこう分かりやすくするための図面なのでしょう。

○学校施設担当課長　そうです。

○教育長　だからどの時点なのかがさっぱり分からないではないですか。さっき言った「遊び場」も含めて。だから、そこは本当に誤解がないようにというか、混乱しないような図面はつけてもらいたいというふうに思いますので。6ページの下の方に何か「周辺配置図」と、このようなものがあるのではないですか。普通、スケジュールの下にこんなつけないよね。ただ資料をつくっているという感じだから、それは何ていうのでしょうか、この資料を理解してもらうための資料のつくり方にしてほしいと思いますので、それをよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この案件は以上とさせていただきます。

2 小学校入学前教育カリキュラムの改訂について

○教育長　次に「小学校入学前教育カリキュラムの改訂について」説明をお願いします。

○教育指導課長　では、協議資料ナンバー2ということで「小学校入学前教育カリキュラムの改訂について」です。協議内容としましては、幼稚園教育要領等の改訂及び令和元年度に実施した教育実践等を踏まえた「みなときっずなび『育ちと学び』をつなぐ小学校入学前教育カリキュラム」を改訂します。その内容についてご協議いただくものでございます。

本日、資料としておつけしております、この平成27年度のもの、旧「みなときっずなび小学校入学前カリキュラム」になります。こちらの方を平成27年につくりまして、要するに幼稚園教諭と保育士のための、実際に小学校へ行くと幼稚園、保育園等との接続を目的とした資料として作成したものでございます。ところが、実際問題としまして平成29年3月に幼稚園教育要領や保育

所保育指針、幼保連携型認定こども園の教育要領、保育要領が改訂されているということで、さらには平成30年3月にその解説書もつくられて、30年4月には全面実施ということで、昨年度、今年度と、幼稚園については新しい教育要領がスタートしているところでございます。

これまではその解説書をもとに、幼稚園の実践を通しまして色々と研さんを図ってきたのですが、いよいよ勉強をすればする程といってもなのですが、その改訂された内容によって分かりづらい面が出てきてしまった。それを具体的に言いますと、資料ナンバー2-2の方をご覧くださいませでしょうか。その真ん中に、幼稚園教育と小学校教育、中学校・高校教育の接続の図が大きく真ん中にあると思います。もともと幼稚園教育要領というのが、下の方にありますように5領域、「健康」「環境」「人間関係」「言葉」「表現」ということで教育の内容を規定し、精査してきたものでございます。その後小学校との接続を重視するようになってから、一番上の方にあります「三つの力」のところにあるのですけれども、「生活上の自立」ですとか「学びの自立」ですとか「精神的な自立」、これを幼稚園の中できちっとやらないと小学校にうまく接続しないということが言われてきました。その中で港区としては少しオリジナリティを深めまして「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」というものをそれぞれ意識して分かりやすく育てていこうということを保護者にも共有し、幼稚園教諭、保育士等が意識してきたものです。

ところが、今回の幼稚園教育要領の改訂の中で、その上のところにあります「幼児期の終わりまでに育てほしい10の姿」というのが、ちょうど図の「接続」というところについている黄色いところ。「健康な心と体」「自立心」とか「協同性」とか、そういったところが入ります。この表現が出てきてしまったのです。では、今までの港区が言ってきた三つの力とこの姿とはどういう関係があるのだということが、どうも現場の中では混乱しやうい状況になってきてまして、そこを整理する必要があるだろうということで、今回改めてその接続の意味というものを表現しようと思ってこの図面を入れて考えてきたものです。つまり、この幼稚園教育から小学校教育まで接続する間に育ててきたものが、こんな面で、10個出ていますけれども、こんなところでこんな姿があらわれますよという例示として、幼稚園教諭や保育士には理解をしてもらい、育てる力というのは今までどおり三つの力を中心に育てていくと、それも育ってきますよというふうな共通理解をしていこうと。さらにその先に、小学校教育、中学校教育、高等学校教育と、これについては上の濃いグリーンの間にありますように「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」ということで、小・中・高については、この先程言いました三つのこと、知識・技能ですとか、思考力・判断力とか、学びに向かう力等の三つのことを全部、小・中・高が共通して貫く力として、今、学習指導要領の中で規定されて、それに基づいた評価もするように変わってきているということにでございます。それを意識して幼稚園の中で、小学校入学前において全体像としてこういう捉えをして、それぞれの幼児教育について充実をしていただきたいということが大きな今回の改訂の趣旨になります。

その他、ちょっと先程のページ、資料2-2の左側の方に「小学校入学前教育カリキュラムの改訂に向けて」というところで書いているようなところ、これについてはこれまでの経緯を示して、

こういう目的で策定しますよとなっています。そして下の方にあります第1章、これは前の改訂のものと大きく変化をしている訳ではありませんが、考え方として先程の三つの力のところと、10の姿のところの部分で少し補足説明しているものになります。

第2章が今言ったメインの肝の部分になります。

そして右側、第3章ということで、小学校入学前教育カリキュラムの、幼稚園で行う小学校入学前教育カリキュラムの部分と、小学校に入ってから行うスタートカリキュラムの部分について、事例について少し書きぶりを修正したりとかしているところがございます。スタートカリキュラムの中には、食物アレルギーの対応ですとか、入学当初の掲示物の工夫というのがあります。つまり、小学校に入学する前から既に子どもたちがアレルギーがあったりとか、そういうことについてうまく幼稚園と小学校と家庭と接続ができないところがあるので、そういったコラムを入れたりとか、やはり小学校に入ってきてから掲示物をどういう工夫をすると、子どもたちが自主的に動けるのですよということを意識したものを入れたりというようなことがあります。

さらに第4章では、連続性・一貫性のある教育実践ということで、具体的な事例を冊子に入れたりとか、55ページについては、家庭との連携ということで、家庭と連携のポイントを示したり、特に特別な配慮を要する子どもたちの支援について、やはり教員側がよく理解して、保護者をうまく小学校に向けて接続を円滑に行くように、幼稚園側の教員が支援していくということを意識して書かせていただいております。

「今後のスケジュール」でございます。資料2-2の下の方にも書いてございますが、この後、子育て支援推進会議の方や庁議の方に出させていただきます、今日のご議論を踏まえたものを、修正したものを出して、その上で子育て推進会議等のご意見を踏まえて、最終的に3月に審議をかけさせていただきます、その後、区民文教委員会で報告をし、4月に改訂版を各園や小学校で開始できるようにお配りをしていこうと考えております。

こちらの資料2-3のものが、つくってある資料なのですが、これは幼児教育専門官がワードという限られたプログラムを使って、アプリケーションを使ってやっていますので、プロの印刷屋さん任せるともう少し見栄えがよくなる可能性を踏まえて、ちょっとここの図についてとか、そういったところについては、これももう少し見やすくなるといいねというご意見だけ踏まえますけれども、実際のものとは多少違ってくるといことをご理解いただいた上で、それぞれご意見等賜れば幸いです。よろしくご協議の程をお願い申し上げます。

以上でございます。

○教育長 ここでご質問です。ご意見はという前の段階で言うのだけれども、ポイントになるところをさらっと言って、こういうふうに書いてありますでは説明にならない。今の説明ではだめですよ。ここをこういうふうに変えましたという、その中身について説明しないと。書いてある、こういうふうに書いてありますでは全然説明にならないので、そういう点を中心にもう一回説明してください。

○教育指導課長 では、資料2-2の「入学前教育カリキュラムの改訂」ということで、本文の冊

子につきましては2ページから載っているところでございます。これにつきましては、これまでの推進の理念については、2ページにあります推進の理念について変更はございません。3ページについても教育基本法等を踏まえたもので、これは資料として載っている部分でございますけれども、変わらないところでございます。さらに4ページ、5ページということで、ここについても以前のものと変わっていないところです。小学校入学前カリキュラムについて、5ページについては読んでいただいておりますが、これは前回の改訂の内容を踏まえたものです。そして6ページからが、『『小学校入学前カリキュラム』改訂の背景』ということで、ここに書いてございますとおり、幼稚園教育要領を含めて、小学校、中学校、高等学校の子どもたちの資質・能力の部分が、ピンク色で書いてありますように知識・技能ですとか、思考力・判断力・表現力、そして、学びに向かう力・人間性等ということで、これらについて書いております。そこで、実際に小学校の教育課程や中学校がどうだったということが7ページの図版にあります。これは、文部科学省の図版を踏まえて、幼稚園の方についてもこういった理解をしてくださいということで分かりやすく表現したものでございます。8ページ以降は、新しく入ってきました「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」ということで、どんな内容が書かれているかについて、改めて全ての幼稚園教諭や保育士がぱっとここで一見できるように8ページ、9ページでまとめているところでございます。

10ページ、11ページにつきましては、これまでと変わっていない、大もとの資料と大きく変わっていません。ただ、港区らしさですとか、これからの人口の推計ですとか、そういったものについては、ある程度差しかえをさせていただいたところでございます。港区としては、「家庭と連携した質の高い『幼児教育』の実現を目指す」ということで、それぞれの役割について11ページでイメージを共有しています。

13ページ以降が「基本的な考え方」ということで、ここが一番考え方の肝となるところで示しておりますが、14ページのところで、「『小学校入学前教育カリキュラム』の基本的な考え方」というところで、これは大きくは変えていません。15ページのところは「三つの力」という、これまでの港区の考え方をもう一度さらっと復習し、16ページでも、その三つの力について同じように示したものです。これと、新しく幼稚園教育要領等々が変わったことに関して、全体像でどう踏まえるかというところを17ページにお示しをしているところでございます。この図をイメージとして、全ての教員が共有できることを目指しているところでございます。

19ページから、実際のカリキュラムということで、これは大きくは変えてはございませんが、20ページ、21ページのところで、これまでの考え方のポイントを示して、22ページ、23ページになります。これも今までと大きくは変えていませんが、幼児期に育ってほしい姿というのをあえてイメージとして、この接続期にこんなところを意識してやってくださいということで差し込んでございます。それは、その後のところでも出てまいります。

また、前期の事例というところでずっと来てはいますけれども、24、25、26、27、これは今までとも変更のない部分でございます。30、31が「スタートカリキュラム」ということで、ここに示しましたように、幼児教育のところの中でアレルギーについて、これは小学校と幼稚園と

家庭が共有していく必要があるということで、あえて強くここでコラムとして打ち出しました。31ページの内容については、変更は大きくありません。ただ、実践として教科書の学習指導要領が変わった部分については少し反映して、事例として工夫ということで入れさせていただいているところでございます。

32ページからが実際のカリキュラムということで、この32ページのところにつきましては「ならし給食」とか、そういったところをあえて強調したり、34ページでは国際科のところについて、このところをトピックスとして強調したりということで、事例をさらに深めているところでございます。

36ページ、37ページが「文字の指導」等についてということになります。38、39ということで、ここから40、41というところまで来て、ここが小学校の大体5月の第2週ぐらいまでが、入学後スタートカリキュラムとして小学校にぜひともしっかりとやっていきたい部分として事例を書かせていただきました。

41ページに、「特別活動」の内容は書かせていただいています。ここがやはり幼稚園と小学校を接続する上で担任が意識しなければならないところということで、あえてこのところをやっていくとともに、42ページ、先程申しましたとおり、幼稚園と小学校をつなぎ、安心して活動できる環境づくりということで、子どもたちが理解しやすいようなこういった工夫を小学校に求めるところでございます。

44ページ、45ページからはリレーが続いているところでございますが、ここの中で少し援助のポイント等を前回のものよりもより詳しく書かせていただいています。45ページのところにありますとおり、小学校とつなぐ中で、あえてこの②のところ「『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』につながる部分」ということで、これまでは書かれていなかった内容を書き込みをさせていただいております。これによって、小学校と中学校の接続について理解を深めようと狙っているところでございます。

そのような形で46、47についても、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が入っていますし、49ページのところにも同じように入れてございます。51ページにも、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と入れさせていただいております。

そして新たに事例として加えさせていただいたものが52ページです。これは前回の中には入っていませんでしたが、実際にどんな姿があらわれるかということで、一つのよいエピソード記録として、これは差し込ませていただきました。

55ページ以降が「家庭との連携」のポイントということで、ここは大きくは変わっていないところではございますけれども、このところで56、57については大きな変更はありません。そして58、59ページについては先程申ししたとおり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」というところをあえて差し込んでいるところでございます。

この資料については、幼稚園の研修会で使用することを意識しております。そして、60ページ、61ページに、これは「学級懇談会における工夫」ということで、ここにつきましては家庭の保護

者の方に説明する際にここをコピーして使えるような資料として、前回は入れましたが今回も入れてございます。その中で、家庭で配慮していただきたいことの中で、自立心ですとか、健康な心と体ですとか、自然とのかかわり・尊重ですとか、このような形で10の姿、先程言いました、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として、こんなことが見受けられるのではないかということで、保護者ともそこについては共有をしていこうというふうに考えてございます。62、63についても同様でございます。そして64、65についても同様でございます。

そして、66ページ以降は「特別な配慮を必要とする子どもたちの支援」ということで、幼児期にもかなり支援の必要な子どもたちがいて扱っているのですが、それをどういうふうに小学校に円滑に接続するかということ意識して、今回も強く書かせていただいています。特に就学支援シートについては、68ページにありますけれども、このシートについては保護者の方、幼稚園教諭の方があまり理解していなかったりするところがあるので、これについてはしっかりと理解していただくような形で入れさせていただいています。ただちょっとデータが悪いので、ちょっと解像度が低くて申し訳ないのですけれども、これは製本の方についてはきれいになってきます。

その後の77、8ページについては、これまでの経過等が分かるように、どんなメンバーで書いたのかとかが分かることとなっています。

以上、説明させていただきました。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

このそもそもの手続的な話なのですけれども、改訂案をこの教育委員会で出すに当たって、最終的には検討委員会において、これを出しますというもので出てきたのがこれで、その後、事務局で変えてないですか。もし内容を変えているのであれば、委員会にもう一回かからなければだめですよ。

○教育指導課長 内容については、変更はしておりませんが、ページ数で言いますと17ページのところの、この図の中の真ん中の上ですね。姿のところの中央に書いてある、輪っかの中央に入っていますけれども、保育士、幼稚園の教師が小学校の教師と「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するという言葉だけ入れさせていただいているところがございます。

○教育長 あとは変わってないということですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 そうすると、そこで議論があったのかもしれないけれども、さっき追加で入れたというところの例えば52ページの2の「環境の構成」で、カブトムシが書いてあり、囲っているところがあるのだけれども、全くこれはよく分からない。囲うだけで、何の説明もない。そういう議論、検討委員会では少なくともワーキング委員で出ていないですか。ただ置いてあるだけという感じがする。初めて読む人でも分かるように中身を書くのと同時に構成をしっかりしないと、突然出てくる言葉があると理解が進まないですよ。

○教育指導課長 52ページの下枠囲みについては、実際のエピソード記録の内容でございますので、この表題で、四角の枠の中に具体的なエピソードという形で書き込むことによって理解が進

むかなと思いますので、そのように修正をさせていただきたいと思います。

○教育長 というのは、ほかのところでも見受けられるのですよ。なぜかという、この一番最後のページの72ページに書いてある、委員会なりのワーキング、特にワーキング委員の方だと思うのだけれども、関係者しか入っていないのですよね。例えば保護者とか、そういう方が1人でも入っていると、そういう指摘がすぐ出てくると思うのですよね。だから、知っている人だけがやっているから、受け手の側の人がないじゃないですか。確かに、受け手の側というのは、保育士であり幼稚園教諭かもしれないけれども、一方にはさっき説明してもらったように家庭もかかわるのでしょう。であれば何でそういう人たちが入っていないの。例えばPTAも入っていない。PTAの役員の人ですとか。そもそも論の話になってしまうのだけれども、特に家庭の部分は、すごい気になる。どうしてこういう構成でつくり上げてしまうのでしょうか。

だから、平成27年のものがすごくいいのかもしれないけれども、この27年のものを見ても、今までも色々指摘しましたけれども、分かりにくいですよ。要するにプロ向けで、全然保護者の立場に立って書いていないなという気がします。

○教育指導課長 これはもともと教員向けの教諭資料ということで作成しているので、保護者向けは「みなときっずなび」の家庭向けのもものが別途つくられておまして、そちらについてはしっかりと保護者の意見も踏まえた状態で作成していくこととなりますので、確かに初めて読んだ人にとって分かりづらいという部分があります。そこについてはまた今回、今日の意見を踏まえて改善できるところはしていきたいと思っております。こうした別の保護者向けの資料については、当然のことながら保護者にかかわっていただいて作成していますし、こういったものです、これについては保護者のPTAの方たちなんかも入っていますので、そこについては十分これからも練り上げていきたいと思っております。

○教育長 そうなのだけれども、家庭教育とのつながりというのがあるではないですか。そこも重要ですよという説明があったように、受ける側の方の意見も聞いた上で入れないと一方通行にならないですかということです。そこに出られている方が全ての意見をお話しいただけるかどうか分からないのだけれども、何か「我々こういうことですよ」と発信するだけで、「いえ、実はそうじゃない視点もあるのではないですか」というのが反映できないではないですか。プロ向けかもしれないけれども、一方通行のプロ向けでは意味がないでしょう。だから、そのリーフレットの的なものをつくるのかもしれないけれども、それだってこれが土台になるのでしょうか。全く違うもので、それをつくるために委員会をつくって、また検討するのですか。

○教育指導課長 内容的には、こちらのものとはだいぶ違う内容なのです。

○教育長 だから、どうやってつくるのですか、それは、また保護者を入れて、教育委員会で行うのですか。

○教育指導課長 まだこれは、いつ改訂するかについてはまだです。

○教育長 だけど改訂したのだったら、当然これとそれは別個のものではないですよ。今の説明からすると、連動していますよ。

○教育指導課長 連動はしていますが、もともとのこの10の姿というものをどう反映するかという、まずは教員からということで、その10の姿を入れましたけれども、これについては「きつずなび」について、保護者向けについては、この10の姿というのは、この中に今入っていないところなのです。

○教育長 だから、新しい改訂バージョンになったときに、それをつくると今言っていたではないですか。それを、いつ、つくるのですか。

○教育指導課長 それについてはまだ計画は立っていないところです。

○教育長 これもセットで出てきたのではないのですか。では、これをつくったときは、いつ、つくったのですか。

○教育指導課長 これは27年の4月ですが、これは27年の1月につくっております。

○教育長 そういうことであれば、これは3月ですよ。1月、4月というパターンだとすると、7月につくらないといけないでしょう。それで「いつつくるのか分かりません」は説明にならないでしょう。委員会や庁議で説明するのでしょうか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 セットでみんな出ていっている訳ではないですか。保護者向け「これいいよね」と、この理由、みんな喜んでもらうために、これをつくるときに「いつそれをつくってくれるのですか」と当然聞かれて「分かりません」では説明にならないでしょう。ちょっとこれについては課長ではきついで、部長が答えてください。

○学校教育部長 基本的に前回の作成の時点で、内部の先生方を中心に委員会を立ち上げたということで、今回は一部改訂ということを前提として、基本的には前回の委員のメンバーの方々を前提として参加してもらいました。結論としてはPTAとか保護者の方には入っていただかなくて検討を進めてきたという経緯でございます。教育長の方から今、ご指摘を受けましたので、このカリキュラムについて何らかの意見反映をしたいというふうに思いますので、少しお時間いただいて内部でもう一度検討して、何らかの形でPTAもしくは保護者の方の意見を反映できる形をとりたいというふうに思います。

○教育長 ちなみに、これをつくったときには保護者の意見をどういうふうにとったのですか。

○教育指導課長 これを策定した経緯をちょっと調べたところ、保護者等の意見については、これは一切踏まえていないです。

○教育長 それでは、だめでしょう。だから、そういう経過をもって平成27年はそうだったかもしれないのだけれども。それはまずいということで、委員会のメンバーに加えたり、今部長が言ってくれたような次の策として保護者の意見を聞くなりしないとだめでしょう。これつくるときもだと思えるのですけれども。今、行政は我々が勝手につくってどうぞという姿ではない。仮にこれが保育士、幼稚園教諭のためだけであったとしても家庭とのつながりは重要視しているところだし、それをやってもらわないといけない訳でしょう。それであれば、その人たちの意見も当然にして聞かないとおかしくならないですか。いいものがないでしょう。

○教育指導課長 では、幼稚園のPTAの連合会の方とちょっと相談させていただいて、意見を伺えるようにしたいというふうに考えます。

○教育長 だから、それを速やかにやらないとだめなのではないのですか。さっき説明あったように、これは4月に使わないといけないのでしょうか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 そこはきちっとやらないと庁議も常任委員会もたえられないと思いますよ。それをよろしくお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 一つは、最初、実は誰向けにつくっているのだろうかというのを確認しようと思ったのですが、今幼稚園の教員向けということを理解しました。それにしてもやはり前の方が、少なくともその後保護者に向けてということのつながりを意識していたような印象があります。今回の学習指導要領の改訂とかを踏まえたということで、何か読んでいて複雑さが増しているような印象があります。一番分かりやすい例は、例えば新しい今の資料の方で言うと、新しい改訂版の案の17ページの絵で、前のもとの絵、平成27年版の13ページの方と比べても非常に複雑になっている訳です。そこで確認したいのが、まず一つは、確かに文科省が学習指導要領を改訂して、その文言を入れ込みたいというのは分かる訳ですが、趣旨がきちんと反映されていれば完全にそのコピー・アンド・ペーストをしなくてもいいのであろうと。つまり、単純にコピー・アンド・ペーストするなら国がつくった資料をそのまま使えばいい訳で、結局港区として独自につくるということは、よりそれを現場で分かりやすく、さらにもっとよりよいものにと意図があってつくっていると思うのですが、そのときに、こうなりましたからこうしましたということでもいいのか。いや、学習指導要領の文言はこうなったのだけれども、こちらの方が分かりやすいからこういう説明で伝えていくというような検討とか議論があったのかということの一つ教えていただきたいと思います。

それからもう一つは、例えば新しい資料案だと7ページのところに、おそらく下側の絵とかは役所が、文科省がつくったポンチ絵のようなものをそのまま張り込んだということのようにさっきの説明で聞きましたけれども、基本的には私自身、色々専門柄、役所がつくった資料というのは、大体、厚労省にしても文科省にしても役所がつくったポンチ絵というのはいま一つおもしろくなくて、分かりにくくて、もっとそれを本当に分かりやすくつくりやすいものにどうつくりかえて見せるかというのも必要だと考えています。そういう意味で、役所がつくったものを常に批判的に見ながらより港区として質のいいものにしていくという作業が必要だと思うのです。そういうことが丁寧になされたのかどうかということをお教えいただきたいと思うのです。

○教育指導課長 これまでの港区の行っている、その「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」を意識して育てていこうという姿勢は、新しい幼稚園教育要領になったとしても変わらないというのは確認しています。ただ、実際問題、では10の幼児教育の終わりまでに育てほしい姿というものが何なのかという受けとめと、では今までの三つの力というのはどうな

っているのかというものが、現場の教員たちにとっては非常にこう混乱するのだと言われているのです。なので、この三つの力を中心に小学校教育に向かって進んでいくと、自然とこの10の姿を捉えることができるのですよということで、この育てていく力、この図の中にありますように力の外側に見える姿として10があるのですよという捉え方を図にあらわそうとして、図にあらわす難しさを感じながらやらせていただいて、それを表現させていただいて、これで一応ワーキングのメンバーも、その検討会のメンバーも、これ以上表現するのはちょっと限界というところで、この図に落ちているというところが現状でございます。

○教育長 それだけではだめですよ、今のご質問に対しては、まだあるでしょう。

○教育指導課長 ちょっとこれ以上の検討というのは難しいですし。

○教育長 ポイントというのは、どんな議論があったのというところを教えてもらえばいいのですよ。

○教育指導課長 どんな議論というのは、要するにこの議論としては10の姿と今まで培ってきた幼稚園教育との中身の、要するにこの「三つの力」という言葉がなければ今まで自然に幼稚園教育の中身が10の姿としてあらわれてくるねという理解は幼稚園教諭も進んでいますと。では、この三つの力を育てていったら、この10の姿というのはかかわりないのという議論があつて、でもやはりそこは三つの力を中心に育てていっても同じようにこの10の姿というのは当然あらわれてくるはずなのだというところの意見が多く出てきて、このとおりになったというところです。そして、全体としては一番しっかりと押さえなければいけないのは、幼稚園から高等学校まで伸ばしていく力というものをずっと共通して、上にありますような「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」で共通して見ていくということが、やはりこれからは幼稚園教員も求められる。今までの幼稚園だけというのではなく、小学校だけというのではなく、そういったことを意識するためにはこういった図に落ち着かせていくのが一番いいのかなというところが実際に出ている意見と議論のところでございます。

○山内委員 確かにおっしゃることも分かるのですけれども、一つは、要は何を申し上げたかったかということ、港区として今までこういうものを考えてつくっていて、文科省が色々な資料を出してきたときに、それをただコピー・アンド・ペーストするのか、あるいは文言としても、それともそういうものを1回丁寧にニュートラルに批判的に見ながら、より独自なものとしてよりよいものをつくってみせようとするのかということところが実は大きな違いだと思うのです。そういう作業が、そういう議論が丁寧になされたのかどうかということが一つ確認したかったことです。それが分かりやすい一つの例として、7ページの下の方はどうも役所の資料のものを持ってきたというように今の説明から受け取りましたけれども、こういう文科省とか役所がつくったポンチ絵をそのまま持ち込んでも、あまり分かりやすくはならないので、そういうものをどうよりよいものとして発展させて見せるようにするかという、そういうことも大事ではないかということも含めて申し上げたつもりなのですが、いかがでしょう。

○教育指導課長 7ページにありますような図については、これはもう全国共通して使われている

図で、これをつくるときに文部科学省と言えども、学識経験者もしっかり入っていますし、当然のことながら現場の教員たちも入っている中でつくられている図で、これも一定のコンセンサスを得ているものです。ただ、この図と、では今までやってきた港区の考え方の三つの力というのとどう違うのかと。ちょうどこの三つの力、つまり生活上の自立とか、学びの自立とか、精神的な自立というのは、前の学習指導要領、教育要領の途中で接続のところは重視しないといけないので、こういった切り口で子どもたちを見ましようというようなことを別の議論の中から出てきているのですね、学習指導要領とか幼稚園教育要領は。そこが、ちょうど港区の前の策定をするときにクローズアップしていたので、こちらの方に我々としては、より分かりやすいということで、こちらの方を一貫させていただいて、前回のこれをつくりました。ただ、今回の7ページにあるような図のところについてもやはり一定の理解を教員にも進めないといけないということを踏まえると、統合的な図がやはり必要になるのではないかというところで、17ページの図に落ち着かざるを得なかったというところが状況でございます。

○山内委員 では、もしそういうことであれば、例えば今回の学習指導要領や文科の改正に当たって、文科省ではこういう絵を出してこういう説明をしていますようなことも解説をしながら、それをより分かりやすくとか、より港区の今までやってきたこととあわせて考えれば、こういうふうに理解すればいいのですというような形で説明していけばいいと思うのですけれども、今のこの例えば7ページの図だけだと、これは港区が独自でつくったものなのか、それとも役所が、文科省が出してきた絵なのかさえ分からない訳です。だから、必ずそういうところも丁寧にして、この下にも注を加える。文章を丁寧に読めばあるのだと思いますけれども、図の中でも少し図の位置づけを分かりやすく示して、港区独自につくっている絵と、役所がつくってきた絵との違いということをちゃんと見せながら、要するに学習指導要領をどう評価して、その上でどうするのかというところを分かりやすく説明されていった方が親切なのではないかというふうに思います。

○教育長 どうですか。

○教育指導課長 それでは、今のご意見を踏まえて、書いてあるその背景のところの文章等に、加えられるものについては加筆していきたいというふうに考えております。

○教育長 今の関連で非常に重要なご指摘をいただいたのですけれども、この17ページがそれを分かりやすくした訳でしょう。そうすると、さっき山内委員がご指摘いただいたように、平成27年1月の13ページに相当するものがこれですよ。

○教育指導課長 はい。

○教育長 そうすると、よく見ると違うのですよね、13ページ。基本的にこの10の姿というのが出てきたのはいいのだけれども、例えば情緒安定・家庭教育はいいですよ、下からずっと上がってきて、遊びや生活を通した学びというのがあって矢印で、この五つの5領域に入っていくではないですか。だけど、新しい改訂版17ページを見ると、それが逆転していたりする。しかも、小学校入学前カリキュラムということで、ここの「生活する力」以降の三つの力が幼児期の教育から小学校教育に伸びているのではないですか。これは、幼児期の教育でつくり上げたというか育った力

を小学校教育まで、何ていうのですか、生かしていくのですよ、児童期までという意味だけれども、この17ページだとストップしてしまっている。つながってないのですよ。前から言っているように、では幼児期と小学校教育、中学校教育と高等学校教育はいいのだけれども、少なくとも小学校教育にどうつながるのというのが全く見えない。前の13ページだと、そのまま突き出ているではないですか。だから、この力が幼児教育で培われて、それが小学校教育までいくのだというのが見える。これは黄色の線ですーっと入っているだけで、全く見えないですよ。その下に10の姿が置いてあるだけ。だから、これを見たって分からないでしょう。国のつくったものはますます分からないのだけれども、それを分かりやすくしているのだけれど、前と比べても混乱してしまうのではないですか。順番は逆転しているし。これが最大の、何ていうのですか、この絵が語りたところなのではないですか。

○教育指導課長 「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」を本当はもっと矢印を上まで延ばしたかったのですけれども、そうするとその10の姿のこの自立とか協同性とかそういった姿のところとかぶって、図示できる力量がコンピューターを使っている側の方にないという状況なので、これについては図版についてもう少し分かりやすくなるように相談を印刷屋さんの方としてみたいと思っています。

○教育長 というか、あらわすのは別に手書きでもいいのだけれども、この場合は。どうしたいのというのが見えないと議論にならないではないですか。

○教育指導課長 結局は、その幼児期の園生活と、幼児期の遊びと学びという中で特出している三つのものが、ずっと小学校教育まで連なるとというのが前の13ページのものと同じ意識です。その中であらわれる姿が、空中に浮いている黄色の10の姿なので、本当は色々なところで出てくるので、そこがうまく二重で、要するに3Dで表現することができればうまくいくのかもしれないですけれども、そこが十分ではないので、この図については印刷所とともに検討をしてうまくその間に入るようにできればなというふうに思います。

○山内委員 そういう意味では、この図をぜひ丁寧に工夫していただくといいと思うのです。もう少し丁寧に見ていくと、例えば幼児期のところで最初「遊びや生活を通した学び」というのが今度幼児期に「遊びと学び」というふうになって、しかもその前に「園生活」というふうについている訳です。例えば、おそらく前のバージョンで「遊びや生活を通した学び」というのは、何も園生活の中だけのことではないのだろうと思うのです。けど今回は「園生活」というところに非常に狭められてしまっていたり、やはりこれでも全然受けとめる側のイメージというのは変わらなうと思うのです。それからこれ、生活する力の先に前のバージョン、「生活上の自立」とか「学びの自立」とか「精神的な自立」というのがあって、今回はそれがありませんけれども、さっきおっしゃるのは10のものが文科省から出てきたからだということだと思いますけれども、そうしたらその三つの下にこういう10のものを一つ、もう少し具体化したものとして10があればいい訳で、ある意味で三つの自立というところをもう少し強く出す表現の仕方もあるだろうと思います。

それから、実はさっきもなぜ文科省から出てきたものに対して批判的に見たりという議論があっ

たかどうかということに少し固執したのは、今回の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」というのは、ある意味で高等教育の方から見た要求だと思うのです。でも、子どもの教育、幼児教育から見たら、もう少し生活上の自立とか、学びの自立とか、精神的な自立の方がよっぽどバランスがとれているように思うのです。だから、やはり力点が幼児教育から見た視点と、高等教育から見た要求とでも変わってくるので、今回はその中で子どもの幼児期の教育を重視して書こうというときに、本当に新しい学習指導要領で出てきた上に柱をそのまま踏襲するのがいいのかどうかということも、もっとしっかり議論したっていいのだろうというふうには実は思って申し上げたのですけれども。

○教育指導課長 一応、幼稚園教育要領の中にも、高等教育がやっている知識・技能とか、思考力・判断力とか、学びに向かう力・人間性等については、その基礎として幼稚園教育要領に規定されているものなので、そこについては、ちょうど「生活する力」「発見・考え・表現する力」とか「かかわる力」とは、ちょっと切り口が違うというところなので、そこについては議論としては、貫く力の、要するに三つのものを重視していこうという中で、今までの生活する力、発見する力、かかわる力を生かしていきたいというところで、その議論を踏まえてこうなってしまうので、ちょっとまた考えてみたいとは思いますが、表現も含めて。意図としては、そういうことでございます。

○教育長 よろしいですか。

さっき私が質問した最初の部分はどうなのですか、この逆転しているところは。

○教育指導課長 これは逆転ではないですね。もともと5領域を通してとなっているのですけれども、5領域の中でもともとあるので、これはどっちが先でも、前のところはどのようにして上にしたのか分かりませんが、もともとずっと幼稚園の幼児教育要領の中では5領域に分けて5領域の中をきちっと育てていくという中に、その中に遊びとか学びとかがあるので、本当は矢印が。

○教育長 どっちが正しいのですか。

○教育指導課長 いや、これ矢印が、13ページの旧の版では矢印がついていますけれども、ここはどっちが正しいというよりも、5領域があるということしか申し上げられない。要するに、健康領域でどういう育ちをしているとか、環境領域でどういようなことがとか、人間関係でどんなことというように書き方で幼稚園教育要領がつくられていて。

○教育長 いずれにしても平成27年だから、少なくとも今の課長もいないし専門家もいないのだけれども、誤解を生じるよね。ただ置いただけではなくて矢印がついているというのは、ここを通して健康、人間関係の5領域が育っていったというふうにはしか読めないではないですか。ですよ、矢印があることによって。

○教育指導課長 はい。

○教育長 だから、そこはどっちが正しいというよりは、これはこれでもう表に出ているので、正しい姿にしてくれますか、もっと分かりやすく。さっきから山内先生が言われているように分かりやすく誤解がないように。これを使って保育士、幼稚園教諭が子どもたちを日常的に育て

ていく訳でしょう。それが訳分らないのでは話にならないので、この新しく改訂したにしても、こういうのをもう一回ワーキンググループとか、ワーキング委員とか、検討委員会でやらないといけないのではないのですか。そもそも論ですよ。根本的な話ではないですか。表現とかいうのは事務局に任せてくださいでいいのだけれども。

○教育指導課長 ワーキングそのものの会合は開けないかもしれないですけども、ワーキングの委員とか、検討委員の方には今のご意見を踏まえて我々の方で案をつくってお示して、ご意見を収集して、できるかぎりこの図の方をもう一度修正したいというふうに思います。

○教育長 スケジュールだと最初からこれを練ると、子育て支援推進会議だろうから、日程的にはもう早めにやって推進会議に間に合わせてあげないと間に合わないでしょう。そこはちょっとちゃんとやっていただきたいなと思いますので。全体を見て、ここの今17ページだけではなくて、全てをもう一回読み通してほしいのです。これが変わることによって表現が変わるかもしれないから。それをお願いします。

○教育指導課長 分かりました。

○山内委員 申し訳ない、繰り返し。やはりそのときに家庭へのメッセージとしても、家庭と幼稚園が共有できるようなものを大事にしていくということが必要だろうというふうに思います。やはり家庭教育と幼稚園の教育とのその協力というのが、特に子どもの発達の中で重要になる訳です。そうすると、前の13ページの図の場合だと、これ親が見ても家庭のこととしても考えられるような絵なのです。ただし、今度の17ページのことは親が見たら、これはもう幼稚園や保育園のことねというように受け取る絵になっているのです。やはりこの違いは実は重要で、ある意味で13ページの絵は、幼稚園も家庭も同じ考え方を共有できるようなメッセージになって、17ページは幼稚園や保育園、認定こども園でのこととして受け取れる絵になっている訳です。そういうところも丁寧に考えていった方がよいのではないかということを経験にもう一つ申し上げておきたいと思います。

○薩田委員 これをつくっていただいて検討していただいたのが、この一番後ろにある委員、先生方なのでしょうけれども、これを実際に働いている特に若い先生などに、これはいつ目に触れるというか、これは今私たちにを見せていただいたものは、そういう先生方はもう前にご覧になっているのでしょうか。意見というか、そういうのを吸い上げてというか。

○教育指導課長 これは、ワーキングのメンバーのいる園はひょっとしたら見ている可能性はありますけれども、これはもうあくまで公式に出るのは、これが印刷された後になります。

○薩田委員 やはり保護者の意見ももちろんですけども、実際の働いている先生にぜひ、特に若い先生に分かりやすいものが一番いいのではないのかなと思うのですけれども、ぜひ意見をそういう方からも聞いていただいて、実際に働いてくださる先生が、これがどういうことというふうになってしまわないように、ぜひお願いしたいと思います。

○教育指導課長 はい。

○教育長 よろしいですか。ほかにかがでしょうか。

○中村委員 済みません。まず確認なのですけれども、今回のこの改訂をするという一番の目的というのは、その29年3月に指導要領が変わって、かつ平成30年3月に解説書も出た。30年4月から完全実施になった。港区では30年度において色々ところで研修会や説明会をして、その指導要領の変更等についての周知徹底を図った。ただ、その27年につくったこちらのカリキュラム、こちらの方が、指導要領の変更はしたけれども、このカリキュラムの内容自身は別に指導要領の変更に伴って内容としては間違っていないと。それを明確にするための、特に一番大事なところは先程出た、その文科省が出してきた10の姿。これが入ってきたけれども、今までの港区がやってきたこの三つの力、「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」、こういうものをもとにした教育をやっていけば、この10の、その文科省が提示してきたものについては全部フォローできるのですよということを明らかにしたいというのが、これをつくった一番の狙いと考えてよろしいですか。

○教育指導課長 まずはそれが大前提にあって、ただ幼稚園教諭や保育士の中で10の姿というのがどういう位置づけにあるのかということが、理解が、10の姿が必ず5歳になったらこうならないといけないとか何にならないといけないと、あえてそういうふうなことばかり意識し過ぎると指導としてまずい点が生まれる危険性があるのです。子どもたちにとって、どういう、例えば「生活する力」とか「発見・考え・表現する力」とか「かかわる力」という三つのその力をベースに考えていくと、自然とその10の姿が見られるはずですよということをよく知ってもらった上で、要するに指導の力点ではなくて、あくまでそこで自分の行ってきた幼稚園教育が反映して、うまく子どもたちが成長しているかどうかというような一つの視点としての10の姿という捉え方をしていたただくための補完といった方がいいのかもしれないのですけれども、そういうつもりでつくらせていただいております。

○中村委員 そうすると、そういう視点で新しく今つくられたこの資料2-3を見ても、この10の力、その文科省が設定したものと、港区のこの三つの力というものがどうつながっているのかというのが、あまりよく見えないのですよね。相対、ある意味具体。例えば、一番左「健康な心と体」。この面というのは、この三つの中でどの点をしっかりやれば達成できるようなものなのかみたいな、そのようなものがあると分かりやすいと思うのです。だから、今までの港区のやり方で十分この10については達成ができる。達成という言い方はちょっとあれかもしれませんが、もっと違う力を港区としては加えないといけない、三つでは足りない、四つでないといけないのではないのとか、あるいはこの三つをもう少し整理して違う形にしないといけないのではないのとか、そういうことをする必要はないのだと。今までやってきたものでやれば、これらの10の文科省が設定したものについては、しっかりとクリアできるというような視点がやはり必要なのかなと私は思って見ていたのですけれども。ちょっとこれだけ見るかぎりには、この絵を見ればそうなのだろうなと思うのですけれども、では具体的に本文の中でそういうところがどこか出ているかということ、そういうのがないような。もう少し分かりやすくするのであれば、そういうようなものをもう少し意識して書かれた方がいいのかなという気はしました。感想ですけれども。

○教育指導課長 具体的に例えば64ページ、65ページをおあけいただくと、左側には三つの力が書いてあります。右側の方をご覧いただくと、「健康な体と心」とか、「自立心」とか、「社会生活との関わり」とかというふうに、この10の姿で出てくるところ、10の姿をここに入れ込んでいるのです。つまり、生活する力の中から自立心が育ったりとか、社会とのかかわりが出てきたりとかというようなことで、そういう意味合いでつくっておりますので、結果としては「発見・考え・表現する力」の中からまた違うものが出てきたりとかというふうに、ずばりイコールではないのですけれども、そのかかわる領域がそれぞれにあるのですよということをご理解いただいてうまくこの整合性がとれるのではないかなというところで、図の中、17ページだけを見たのでもだめだし、63ページだけを見てもだめだしというところがちょっと、非常につくるのが苦労しているところございまして。

○中村委員 分かりました。具体例のところに入れられているのはよく分かるのですけれども、ここを見ないと分からないですね。だから、結局この表のところとか、例えば「ここを見てください」とか、ここの「何ページ参照」とか、こう入れていただくと、今、私の話したのがよく分かるのかなと思う。確かに、この具体例ではそこが触れられているのでいいのですけれども、ここを見なくては分からないというのはいかななものか。だから、やはり前を読んでいて、ここを見れば分かるねということで、そういうもう少し丁寧さが欲しいかなという気がします。もう少し一般論として書けるのであれば、やはりこの図のところにも、港区としてはこういうことをすればこういうふうになるということをちょっと明示された方が分かりやすいかな。例えば、具体例についてはこっちを見てくださいというような形にしといた方がいいのかなという気がしました。

○教育指導課長 もう少し工夫をさせていただきます。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

色々ご意見はあると思いますけれども、項目立ても何かふさわしくないような項目になっているから。例えば10ページの「港区の特徴」の(1)「港区らしさ」で人口とか、大使館の多さとか、「らしさ」というのはちょっと違うのではないのかなというところとか、もう一回全部見直ししないとだめですねと思いますので、今日は協議なのでよろしくお願いします。

それでは、よろしいですか。

それでは、この案件については以上とさせていただきます。

日程3 教育長報告事項

1 新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について

○教育長 日程第3、教育長報告事項に入ります。「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では、教育委員会報告資料ナンバー1ということで、「新教育センター等整備事業に関する受託契約の変更について」ということで、いよいよ虎ノ門三丁目の方で整備事業も終了し、夏には竣工・引き渡しということになります。この際、第3回の定例会で、補正予算を計上し

た物価変動ですとか工事の増額分等の、またさらには国土交通省の職員の人件費等について変更いたしますので、それにつきまして規定に基づいて第1回の定例会でご報告いたします。

変更の概要ですけれども、物価変動に基づく工事費については、色々と前にご説明したとおり細かなことがあるのですけれども、9,623万7,495円程国の方から請求がございました。そして国交省の人件費につきましては、193万1,268円。施設整備費の確定に伴う減ということで、がれきが埋まっていたことで工事の補正をかけたのですが、その中で最終的に885万6,156円分経費がかからずに済みました。この三つのもので全ての工事は完了いたしますので、最終的な契約変更額としては33億2,790万3,052円ということで、全ての総工費が出ることとなります。これらにつきましては「今後のスケジュール」のとおり契約の変更を行いまして、2月3日の区民文教常任委員会の方で報告、そして中旬には区長専決をした上で定例会において報告。そして、2月29日に竣工・引き渡し、4月1日にセンターの開設ということで進めさせていただきたいと思っております。

参考資料としまして、その2枚目以降に、これまでの受託変更の推移といたしますか、どんなふうになってきたのかということが一覧になってございますので、参考としてご覧いただけたら。その一番最後のページは、今回の人件費と総工費等についてのイメージがつかめるような図になっているところがございます。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しましてのご質問、ご意見をお願いいたします。

分かりやすくしてくれるためにこの資料をつけて、1-2の資料をつけていると思うのですけれども、書き方がちょっと違うのですよ、それぞれ。だから混乱を招きますよね。例えば、最後のところ、今回のものだけでも、物価変動分というのがプラスで単純にこれついて、「がれき」これがないから、本来あったところを白でこう除く訳でしょう。だけど前の方を見ると、今までのやつプラスで出ている。「整備事業費」としてのプラスもあるのだけれども、物価変動分も同じではないですか。だから、書き方を統一しないと混乱してしまいますよ。

理解を求めるための資料が、理解がしづらくなってしまっている、逆に。そこは注意してもらえないですか。

○教育指導課長 はい。

○教育長 いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

「閉会」

○教育長 本日、予定している案件あるいは報告事項については以上であります。委員または説明員から、そのほか何かありますでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は臨時会を1月28日火曜日、午前10時から開催予定ですので、よろしく申し上げます。

お疲れさまでした。

(午前11時54分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 山内 慶太